

# 自立支援医療 (精神通院医療) についてのお知らせ



©東京ハイジ／二宮町

## 二宮町

令和5年4月版

# 自立支援医療（精神通院医療）制度とは

精神疾患（てんかんを含む）の治療のために、指定医療機関（各都道府県等から指定を受けた病院等）に通院されている方を対象に、通院医療費が公費にて負担される制度です。自己負担は原則「1割」で、一定の要件により自己負担上限額が設定されます。有効期間は、1年間です。  
※本制度は「通院」に関する制度のため、「入院」医療には適用されません。

## 対象となる人は

原則的に神経症以外の精神疾患ですが、神経症のうちでも心因精神病もしくは精神病質に属するものなどは、審査の結果認められる場合もあります。通院による精神医療を継続的に必要な方が対象となります。

※入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護）が対象です。

※処方された薬のうち、精神疾患を治療する薬以外（風邪薬など）は原則対象外となります。

## 申請方法

神奈川県指定の自立支援医療診断書を病院にお持ちください。自立支援医療診断書は福祉保険課窓口でお渡しします。その診断書を主治医に記入してもらい、下記のものをお持ちのうえ、福祉保険課窓口にてお手続きをお願いします。

※病院によっては診断書を用意している場合があります。

### 必要なもの

1. 自立支援医療診断書
2. 健康保険証
3. 指定医療機関及び薬局の名称・所在地のわかるもの
4. 個人番号カードまたは通知カード
5. 印鑑（転入の方のみ必要になります）

## 毎月の自己負担上限額

所得や「重度かつ継続」の対象疾患に応じて、毎月の自己負担上限額が設定されています。

所得の確認は市町村民税によって行います。確認する市町村民税は、次のとおりです。

※国民健康保険の場合は**加入者全員**の市町村民税を合算した額。

※社会保険等の場合は**保険料を支払っている方**の市町村民税です。

※非課税収入とは障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の合計額です。

※受診者が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円以下の場合。

区分	対象	自己負担額上限額	負担割合	
生活保護	受診する方が属する「世帯」が生活保護の認定を受けている。	0円	自己負担なし	
非課税1	診する方が属する「世帯」が市町村民税（均等割と所得割のいずれも）課税されていない場合で、 受診者本人の収入が年間80万円以下	2,500円	1割	
非課税2	診する方が属する「世帯」が市町村民税（均等割と所得割のいずれも）課税されていない場合で、 受給者本人の収入が年間80万円を超える	5,000円	1割	
中間1	受診する方が属する「世帯」が市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）を課税されている場合で、 市町村民税（所得割のみ）が3万3千円未満	「重度かつ継続」 該当	5,000円	1割
		「重度かつ継続」 非該当		1割
中間2	受診する方が属する「世帯」が市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）を課税されている場合で、 市町村民税（所得割のみ）が3万3千円以上23万5千円未満	「重度かつ継続」 該当	10,000円	1割
		「重度かつ継続」 非該当		1割
一定以上	市町村民税（所得割のみ）23万5千円以上	「重度かつ継続」 該当	20,000円	1割
		「重度かつ継続」 非該当	公費負担対象外	健康保険の負担割合

《重度かつ継続の対象疾患》※（）内はICDコード

○疾病、病状等から対象となる者

（F0）認知症、高次脳機能障害等の器質性精神障害

（F1）アルコール依存、薬物依存等の精神作用物質使用による障害

（F2）統合失調症

（F3）うつ病、躁うつ病等の気分障害

（G40）てんかん

（F4～F9）精神保健指定医又は3年以上の精神医療経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院治療を要すると診断された障害

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

医療保険の多数該当の者

## 認定後

お手続き後、申請書類を町から神奈川県に郵送し、神奈川県にて審査後、約 2 か月で受給者証が発行されます。受給者証は、町からご自宅に送付となります。受診の際は指定医療機関窓口にて、受給者証を提示してください。

## 再認定（更新手続き）について

受給者証の有効期限は 1 年間です。引き続き認定を希望される場合は再認定の手続きが必要です。再認定の場合も 1 ページ目の必要なもの（申請方法の必要なもの欄）が必要です。（診断書は 2 年に 1 回）

有効期間の 3 か月前から手続きを行うことができます。有効期限までに手続きを済ませてください。

## 精神保健福祉手帳との同時申請について

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請する場合は、手帳用診断書 1 枚で申請を行うことが可能です。

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の有効期限については、合わせることはできません。詳細につきましては、下記担当までお問い合わせください。

## その他

- ・受給者証に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更届を提出してください。
- ・紛失または破損した場合、再交付申請書を提出してください。

お問い合わせ

二宮町役場福祉保険課福祉・障がい者支援班

〒259-0196 二宮町二宮 961

Tel 0463-75-9289

Fax 0463-73-0134